

諫早市立小・中学校児童生徒用一人一台端末賃貸借（長期継続契約）仕様書

1 調達概要

本調達は、文部科学省、経済産業省、総務省が掲げるGIGAスクール構想第2期整備のため、国庫補助金を活用した情報端末等の環境整備を目指し、諫早市立小・中学校における児童生徒用一人一台端末（以下「調達機器」という。）の賃貸借を行うものである。

2 業務概要

文部科学省が示している、GIGAスクール構想の実現に向けた標準的な仕様に基づく端末の整備及び周辺機器導入並びに設置・設定を行うものとする。

3 本件入札における前提条件

- (1) 本調達は、GIGAスクール構想第2期整備に伴い実施するものであり、長崎県教育の情報化推進協議会が公告した一般競争入札（令和7年4月23日付、入札物件名 公立学校情報機器整備事業におけるPC端末（Chromebook）共同調達（以下「県共同調達」という。））において、落札業者の扇精光ソリューションズ株式会社（以下「販売店」という。）との間で決定した機器購入代金（リースの場合リース料は含めない）及び配送料、キッティング料、管理ソフト（MDM）代金（以下「機器購入代金等」という。）の合計額（消費税及び地方消費税を含む）から算出した調達機器1台あたりの機器購入代金等に本仕様に定める調達機器の数量を乗じた金額について公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱及びGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（以下「要綱等」という。）に基づく共同申請により、補助金は長崎県から直接支払われる。このため、応札者は当該共同申請者となることを前提として本調達に参加しなければならない。
- (2) 本調達で導入する調達機器の機器購入代金（リースの場合リース料は含めない）及び配送料、キッティング料、管理ソフト（MDM）代金は補助対象であることに留意すること。詳細はGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領等を参照すること。
- (3) 本件入札については、本調達にかかる費用の総額のうち長崎県からの補助金を差し引いた本市単独負担額（補助対象外額）のみをもって行う。応札についても補助金を差し引いた本市へ請求する額のみをもって行わなければならない旨十分に留意すること。また、補助金と本市単独負担額を明らかにするため、落札者は落札決定後速やかに本調達にかかる費用の総額に占める補助金及び本市単独負担額の内訳書を本市へ提出すること。
- (4) 契約の締結は長崎県から交付される交付決定通知に基づき実施するものとし、万一落札決定後、本市もしくは補助金の共同申請を行う落札者が長崎県からの補助を受けられ

ないことが確定した場合、本契約は不締結とする。

4 調達機器の条件

機器の条件は、次のとおりとする。

- (1) 機器のメーカー及び型番：ASUS CZ1104FM2A－NS0047
- (2) 上記機器に県共同調達の仕様に掲げるキッティング等が行われたもの

5 調達機器等の納入場所及び数量

(1) 調達機器

納入場所：諫早市立小・中学校、諫早市教育委員会
(調達機器の納入場所及び数量一覧のとおり)

数 量：12,193 台

(2) 納品機器等明細等

本調達における機器について、下記①から③までを1部ずつ諫早市教育委員会に、④を各学校等、賃借人が指定する数量及び納入場所に納品させるものとする。

- ① 納品機器等明細
- ② ライセンス等証明
- ③ 納品機器等の保証書
- ④ 納品機器等の取扱説明書・付属品

6 納入期限

令和8年1月27日

7 賃貸借期間

60 か月（令和8年2月1日から令和13年1月31日まで）

8 本市単独負担額（賃貸借料）の支払方法

賃貸人の請求により毎月一定の金額を払う。

9 調達機器等の納品

(1) 端末の設定、運搬等の作業

- ① 賃貸人は、納入期限までに、販売店が行う県共同調達の仕様に掲げるキッティング等が行われた機器等を納入場所に搬入させなければならない。ただし、賃貸人の責めに帰すことができない理由により、納入期限までに機器等を搬入できない場合は、賃貸人は延滞なくその理由、履行の予定日時等を明示した書面を賃借人に提出し、賃借

人の承認を得なければならない。

- ② 賃貸人は、次に掲げる作業について賃借人が必要と認める場合は納入期限までに作業を行うこととする。

ア 賃貸人が県共同調達の仕様に掲げるキッティングと別に管理番号等のシールを端末に貼付ける作業。

イ その他、納入時に必要な作業。

(2) 納入検査

- ① 賃貸人は、納入場所に機器等を納入したときは、その旨を書面により賃借人に通知するものとする。
- ② 賃借人は、前号の規定による通知を受けたときは、速やかに販売店及び賃貸人の立会のうえ機器等の検査を行う。
- ③ 賃貸人は、前号の検査に合格しないときは販売店と連携し、直ちに補修又は新品との交換を行い、賃借人の再検査を受けなければならない。

10 調達機器の返還

- (1) 賃貸借期間の満了又は契約が解除された場合、賃借人は機器を原状に回復し賃貸人に返還するものとする。
- (2) 機器の返還の際、賃貸人は次に掲げることを行うこと。
 - ① 賃借人に貸付けた機器を撤去する。撤去の際は賃借人と日程調整のうえ、機器を保管する小・中学校等から直接回収するものとする。
 - ② 回収した端末について、端末の記録を復元不可能な状態に消去又は物理的に破壊した後、廃棄し、それらの適切な処理を行ったことを示す再資源化の証明書を提出すること。また、再資源化の証明書の項目について再資源化の際に賃借人と協議すること。
 - ③ その他、賃借人が必要とする作業。

11 補助金申請等

本件は、補助事業であるため、契約の締結は補助金の交付決定後となる。補助金額は、補助対象額に補助率 $2/3$ を乗じた金額となる（千円未満切り捨て）。

また、要綱等により、消費税等仕入控除税額についても適切に取り扱うこととされており、賃貸人は消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではないが、実績報告書を提出するにあたり、明らかになった場合は、減額して実績報告書を提出すること。なお、補助金額の確定以降に消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、返還手続きが必要となる。

12 県共同調達における調達機器 1 台あたり価格

落札価格から算出した価格 38,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

13 予算の減額又は削除に伴う解除等

- (1) この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。
- (2) 前項の規定による契約の解除に伴い、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、賃借人と賃貸人との間で協議して定めるものとする。

14 特記事項

(1) 関係法令等

- ① 公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱
- ② GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領
- ③ 長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱

(2) 調達機器の仕様

令和 7 年 4 月 23 日付、長崎県教育の情報化推進協議会が公告した一般競争入札（入札物件名 公立学校情報機器整備事業における PC 端末（Chromebook）共同調達）の公告にかかる令和 7 年度長崎県学習用コンピュータ機器仕様書

(3) 調達機器の販売店の名称、住所及び代表者

扇精光ソリューションズ株式会社

長崎市田中町 585 番地 5 代表取締役 松尾 隆宏

(4) その他

- ① 賃貸人は、調達機器の納入及び返還の際において、納入場所の施設の壁、床等に損害を与えることがないように、必要に応じて床シート等で養生するなどの措置を行うこと。
- ② この仕様に記載のない事項において、機器やソフトウェア等の導入や運用する上で当然必要となる事項は賃借人と協議の上実施するものとし、その費用を見積金額に含むこと。
- ③ この仕様に定めがない事項については、賃貸人及び賃借人の間で協議の上決定するものとする。

調達機器の納入場所及び数量一覧

No.	納入場所 (学校名等)	住 所	電話番号	数 量
1	諫早小学校	諫早市仲沖町457-4	0957-22-0499	444 台
2	北諫早小学校	諫早市金谷町1-1	0957-22-2213	718 台
3	小野小学校	諫早市宗方町365	0957-22-0497	333 台
4	有喜小学校	諫早市有喜町800	0957-28-2004	171 台
5	真津山小学校	諫早市貝津町715-2	0957-26-1473	742 台
6	本野小学校	諫早市本野町94	0957-25-9330	87 台
7	長田小学校	諫早市西里町800	0957-23-9010	281 台
8	上諫早小学校	諫早市本明町99-2	0957-26-0467	99 台
9	小栗小学校	諫早市小川町9	0957-22-0541	451 台
10	真崎小学校	諫早市白岩町3-1	0957-26-1202	143 台
11	みはる台小学校	諫早市平山町200	0957-22-0955	198 台
12	御館山小学校	諫早市西栄田町1250-4	0957-22-0211	853 台
13	上山小学校	諫早市西小路町1031-1	0957-22-0211	443 台
14	西諫早小学校	諫早市馬渡町3	0957-26-6923	429 台
15	真城小学校	諫早市真崎町1037-3	0957-26-8700	382 台
16	喜々津小学校	諫早市多良見町中里27	0957-43-0018	560 台
17	喜々津東小学校	諫早市多良見町シーサイド1-286	0957-43-4343	315 台
18	大草小学校	諫早市多良見町野副59	0957-43-1231	48 台
19	伊木力小学校	諫早市多良見町船津1107-1	0957-44-1022	74 台
20	森山西小学校	諫早市森山町下井牟田473-1	0957-35-2244	161 台
21	森山東小学校	諫早市森山町杉谷2343	0957-36-1006	134 台
22	飯盛西小学校	諫早市飯盛町里620	0957-49-1011	91 台
23	飯盛東小学校	諫早市飯盛町中山653	0957-48-0959	341 台
24	高来西小学校	諫早市高来町峰50-1	0957-32-2134	193 台
25	湯江小学校	諫早市高来町三部壺553	0957-32-2427	312 台
26	小長井小学校	諫早市小長井町小川原浦958	0957-34-2002	167 台
27	諫早中学校	諫早市西郷町930-1	0957-22-0091	830 台
28	北諫早中学校	諫早市城見町35-1	0957-22-2235	394 台
29	小野中学校	諫早市小野町1320-1	0957-22-0594	176 台
30	有喜中学校	諫早市有喜町700	0957-28-2223	106 台
31	西諫早中学校	諫早市馬渡町4	0957-26-0694	558 台
32	明峰中学校	諫早市栄田町500	0957-26-0075	347 台
33	長田中学校	諫早市長田町2694-1	0957-23-9014	139 台
34	真城中学校	諫早市真崎町1086-6	0957-26-0650	268 台
35	喜々津中学校	諫早市多良見町中里30	0957-43-0024	365 台
36	琴海中学校	諫早市多良見町舟津1870	0957-44-1872	69 台
37	森山中学校	諫早市森山町下井牟田455-2	0957-35-2004	137 台
38	飯盛中学校	諫早市飯盛町平古場60	0957-48-1151	172 台
39	高来中学校	諫早市高来町小峰274	0957-32-2133	245 台
40	小長井中学校	諫早市小長井町小川原浦865	0957-34-2003	117 台
41	学校教育課	諫早市東小路町7-1 7階	0957-22-1500	100 台
合 計				12,193 台